

## 議案 都市安全確保促進事業を活用した都市再生安全確保計画に基づく事業の実施体制について

都市安全確保促進事業を活用した都市再生安全確保計画に基づく事業の実施については、都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)を事業主体とし、中之島まちみらい協議会と連携し進める。なお、都市安全確保促進事業の実施にあたっては、都市再生緊急整備協議会の構成員である関西電力株式会社及び株式会社竹中工務店の2社が都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)を代表し、実働主体及び会計事務等を担うこととする。

## 事業実施体制

(事業主体)

都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)

(都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)の事業実施の代表)

関西電力株式会社及び株式会社竹中工務店

(事業の進め方)

都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)が中之島まちみらい協議会と連携して事業を進める。

(事業の実働主体)

関西電力株式会社及び株式会社竹中工務店が、都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)と連携し、中之島まちみらい協議会の活動計画などの方向性を踏まえて、実働主体として事業を調整し進める。

(会計事務等)

関西電力株式会社及び株式会社竹中工務店が行う。

(実施概要)

地域の体制整備の検討、地域ルール・対策マニュアル等の整備の検討、地域内の企業・団体等が連携した防災訓練の実施等の事業を実施する。

## 都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)と中之島まちみらい協議会の関係

都市再生緊急整備協議会(中之島地域部会)  
(国・地方(府、市)・民間(中之島まちみらい協議会の一部会員))

連携  
(安全確保計画に記載)

中之島まちみらい協議会  
(地域内の地権者等からなる団体)

一部の構成員が重複  
関西電力株式会社、  
及び、株式会社竹中工務店  
(中之島まちみらい協議会の  
代表幹事・事務局)